

# 告示

## 埼玉県告示第三百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
社会福祉法人 狭山市社会福祉協 会 訪問介護事業 所	事業所名 事業所 所在地	社会福祉法人 狭山市社会福 祉協議会 訪 問介護・介護 予防訪問介護 事業所	社会福祉法人 狭山市社会福 祉協議会 訪 問介護事業所	訪問介護
あねとす地域ケアセ ンター深谷	事業所 所在地	深谷市西島町 三―一六―二 三松原ビル一 階B号室	深谷市人見一 九七五	居宅介護支援
エルフ	事業所 所在地	熊谷市新堀八 〇〇AUR 〇BRAV一階	熊谷市村岡五 三二―一	訪問介護
ビーズ ビー	事業所 所在地	所沢市小手指 〇町二―三―一	所沢市小手指 町一―一三― 二三	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸 与 特定介護予防福祉用 具販売